

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年11月14日

【四半期会計期間】 第65期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

【会社名】 三精テクノロジーズ株式会社

【英訳名】 Sansei Technologies, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中川 実

【本店の所在の場所】 大阪府吹田市江坂町一丁目13番18号

【電話番号】 (06)6385局5621番(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部長 皆木 啓幸

【最寄りの連絡場所】 大阪府吹田市江坂町一丁目13番18号

【電話番号】 (06)6385局5621番(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部長 皆木 啓幸

【縦覧に供する場所】 三精テクノロジーズ株式会社東京支店
(東京都新宿区新宿四丁目3番17号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第64期 第2四半期 連結累計期間 | 第65期 第2四半期 連結累計期間 | 第64期 |
|---|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | 自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日 | 自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日 | 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 |
| 売上高 (千円) | 8,501,837 | 9,449,463 | 20,805,357 |
| 経常利益 (千円) | 265,905 | 419,039 | 1,000,894 |
| 四半期(当期)純利益 又は四半期純損失() (千円) | 28,093 | 313,426 | 599,417 |
| 四半期包括利益又は包括利益 (千円) | 536,041 | 145,819 | 1,309,911 |
| 純資産額 (千円) | 23,731,469 | 24,309,246 | 24,351,951 |
| 総資産額 (千円) | 32,406,640 | 34,247,287 | 33,756,981 |
| 1株当たり四半期(当期) 純利益金額 又は1株当たり四半期純損失 金額() (円) | 1.53 | 17.03 | 32.57 |
| 潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円) | | | |
| 自己資本比率 (%) | 73.0 | 71.0 | 72.0 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千円) | 316,824 | 450,914 | 775,430 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千円) | 123,543 | 744,525 | 17,548 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千円) | 888,975 | 1,567,253 | 565,801 |
| 現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円) | 4,998,058 | 4,486,622 | 4,134,229 |

| 回次 | 第64期 第2四半期 連結会計期間 | 第65期 第2四半期 連結会計期間 |
|-------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 会計期間 | 自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日 | 自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日 |
| 1株当たり四半期純利益金額 (円) | 6.55 | 10.39 |

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、消費増税に伴う駆け込み需要の反動等あったものの、緩やかな回復傾向が続きました。

このような環境下、当社グループは舞台機構・遊戯機械・昇降機・特殊美術分野で業績の向上に注力してまいりました。この結果、売上高は遊戯機械事業や舞台機構事業の伸びを主体に9,449百万円（前年同期比11.1%増）となり、営業利益は増収効果や改修工事での好採算案件の寄与等により315百万円（同88.2%増）、経常利益は419百万円（同57.6%増）となり、特別損益では不動産売却により売却損20百万円が生じたものの、投資有価証券を売却したことにより171百万円の利益を計上したため四半期純利益は313百万円（前年同四半期は四半期純損失28百万円）と前年同期と比較し改善いたしました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

（売上高はセグメント間の内部売上を含んでおりません）

製品製造関連

製品製造関連は、舞台機構事業の大口案件が売上に寄与してきたことや、遊戯機械事業が好調であること等により、売上高は6,292百万円（前年同期比21.1%増）となりましたが、セグメント利益は原価が増加したこと等により252百万円（前年同期比ほぼ同額）となりました。

保守改修関連

保守改修関連の売上高は、3,027百万円（前年同期比4.3%減）となりましたが、セグメント利益は、舞台機構関連の中規模改修工事や昇降機関連の安全対策工事等が好調で、採算の良い案件の完工等もあり410百万円（同54.6%増）となりました。

運営管理関連

運営管理関連の売上高は、平成26年8月に収益不動産を売却したことにより128百万円（同10.1%減）、セグメント利益は43百万円（同22.4%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産の部では、流動資産は前連結会計年度末に比べ356百万円増加し14,663百万円となりました。これは主に、受取手形及び売掛金が326百万円、有価証券が100百万円減少したものの、現金及び預金が352百万円、仕掛品が435百万円増加したことによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ133百万円増加し19,584百万円となりました。これは主に不動産売却により建物及び構築物（純額）が698百万円、土地が383百万円、社債の償還等により投資有価証券が671百万円減少しましたが、新本社予定のビルを購入したことにより建設仮勘定（固定資産その他）が2,217百万円増加したことによります。

この結果、総資産は前連結会計年度末に比べ490百万円増加し34,247百万円となりました。

負債の部では、流動負債は前連結会計年度末に比べ469百万円増加し6,002百万円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金が704百万円減少したものの、短期借入金1,340百万円増加したことによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ63百万円増加し、3,935百万円となりました。これは主に、繰延税金負債（固定負債その他）が143百万円、長期受入保証金（固定負債その他）が106百万円減少したものの、長期借入金が255百万円、退職給付に係る負債が68百万円増加したことによります。

この結果、負債合計は前連結会計年度末に比べ533百万円増加し9,938百万円となりました。

純資産は、前連結会計年度末に比べ42百万円減少し24,309百万円となりました。これは主に利益剰余金が184百万円増加したものの、その他有価証券評価差額金が110百万円、為替換算調整勘定が75百万円、少数株主持分が46百万円減少したことによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ352百万円増加し4,486百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、前年同四半期連結累計期間に比べ767百万円増加し450百万円となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前四半期純利益586百万円、減価償却費309百万円、売上債権の減少301百万円等であり、支出の主な内訳は、仕入債務の減少689百万円、たな卸資産の増加396百万円、その他の負債の減少270百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、前年同四半期連結累計期間に比べ868百万円増加し744百万円となりました。収入の主な内訳は、有形固定資産の売却による収入995百万円、投資有価証券の売却及び償還による収入747百万円等であり、支出の主な内訳は有形固定資産の取得による支出2,274百万円、子会社株式の取得による支出215百万円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、前年同四半期連結累計期間に比べ2,456百万円増加し1,567百万円となりました。収入の主な内訳は借入による収入1,846百万円であり、支出の主な内訳は借入金の返済による支出144百万円や配当金の支払額128百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

1. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、当社の経営には、その事業である舞台機構、昇降機、特殊機構、遊戯施設等の設計、製造、販売に関する総合エンジニアリング企業としての幅広いノウハウと豊富な経験、関係会社や国内外の取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠です。これらに関する十分な理解なくしては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

当社は、当社株式の適正な価値を投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模買付行為が為されたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の間に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考えられる株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、取引先及び顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模買付行為に際しては、当社の定める大規模買付ルール（詳細については、後記2.をご参照ください。以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従って、大規模買付者から事前に、株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供され、当社取締役会がかかる情報を十分に評価・検討するための期間が経過した後のみ、大規模買付行為が開始されるべきであるという結論に至りました。そして、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対しては、当社株主全体の利益を守るために、対抗措置を発動することにより、かかる大規模買付ルールの実効性を担保すべきであると考えております。

また、大規模買付行為の中には、当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであるものや企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものもないとは言えませんので、当社は、かかる買付行為に対しては、当社取締役会が、大規模買付ルールに従って、当社及び当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置をとることも、否定されるべきではないと考えております。

以上の考え方をもち、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「本基本方針」といいます。）といたします。

2. 本基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記1. で述べた本基本方針に照らし、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)を対象とする大規模買付ルールを設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合と遵守しなかった場合の対応方針(以下、「本対応方針」といいます。)を定めております。

(イ) 買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

当社取締役会は、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(ロ) 買付行為が為された場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認めるものを行使し、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。但し、具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は後述資料に記載のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

もっとも、当該大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう場合であって対抗措置の発動が相当であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は で述べた対抗措置を取ることがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行ないます。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

- () 次の から までに掲げる行為等により企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合
- 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- () 強圧的の二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

当社取締役会は、かかる判断については、その客観性及び合理性を担保するため、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、独立委員会等の助言を参考にし、かつ、独立委員会の勧告を最大限尊重しながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重し、かつ、当社社外監査役3名を含む監査役の過半数の賛同を得た上で決定することといたします。

(八) 独立委員会

本対応方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否か及び対抗措置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、当社取締役会は、独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告し、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重します。また、独立委員会の勧告は、適時に公表いたします。

独立委員会委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又は企業経営面での実績・経験を有する社外にある者の中から選任します。

3. 本対応方針に対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

(イ) 対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあると明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう場合であって対抗措置の発動が相当であると当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的とした対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(ロ) 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

1. で述べたとおり、本基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の継続が当社株主の皆様承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(ハ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の継続を行うことはできず、当社株主の皆様承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、独立委員会等の助言を得るとともに、独立委員会の勧告を最大限尊重することとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

4. 資料

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、19,500,000個を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使条件、取得条項及び取得条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

また、取得条項及び取得条件を設けることがあり、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者その他の株主とで、取得の対価等に関し異なる取扱いをすること、あるいは、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者が保有する新株予約権は取得の対象としないことがある。なお、議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者が保有する新株予約権を取得の対象とする場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、10百万円であります。

また、当第2四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、新たに確定した主要な設備の計画は次のとおりです。

重要な設備の新設等

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | セグメントの 名称 | 設備の内容 | 設備予算額 | | 資金調達 方法 | 着手年月 | 完了予定 年月 |
|--------------------|----------------|------------------------------------|--------|-------------|---------------|------------|-------------|-------------|
| | | | | 総額 (百万円) | 既支払額 (百万円) | | | |
| 三精テクノロジーズ 株式会社 | 本社 (大阪府大阪市) | 製品製造関連 運営管理関連 保守改修関連 全社共通 | 事業所設備等 | 2,410 | 2,220 | 自己資金 | 平成26年 8月 | 平成27年 1月 |
| 株式会社サンセイ メンテナンス | 本社 (大阪府大阪市) | | | | | | | |

また、当第2四半期連結累計期間に提出会社において以下の設備を売却いたしました。

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | セグメントの名称 | 設備の内容 | 帳簿価格 (百万円) | 売却年月 |
|-------------------|------------------|----------|--------|---------------|---------|
| 三精テクノロジーズ 株式会社 | 鞆本町ビル (大阪市西区) | 運営管理関連 | 事務所設備等 | 1,015 | 平成26年8月 |

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 39,000,000 |
| 計 | 39,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年9月30日) | 提出日現在発行数(株) (平成26年11月14日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|------------------------------|------------------------------------|----------------------|
| 普通株式 | 19,332,057 | 19,332,057 | 東京証券取引所 (市場第二部) | 単元株式数は100株 であります。 |
| 計 | 19,332,057 | 19,332,057 | | |

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|--------------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成26年7月1日～ 平成26年9月30日 | | 19,332,057 | | 3,251,279 | | 2,989,057 |

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|------------------------|-------------------|---------------|------------------------------------|
| 鳥海節夫 | 東京都台東区 | 2,248 | 11.63 |
| 丸一鋼管株式会社 | 大阪市西区北堀江3丁目9番10号 | 1,010 | 5.23 |
| 京阪神ビルディング株式会社 | 大阪市中央区瓦町4丁目2番14号 | 828 | 4.29 |
| 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区丸の内1丁目1番2号 | 805 | 4.17 |
| 株式会社三重銀行 | 三重県四日市市西新地7番8号 | 805 | 4.17 |
| 株式会社西島製作所 | 大阪府高槻市宮田町1丁目1番8号 | 801 | 4.15 |
| 三井住友ファイナンス&リース 株式会社 | 東京都港区西新橋3丁目9番4号 | 693 | 3.59 |
| 三井住友カード株式会社 | 大阪市中央区今橋4丁目5番15号 | 692 | 3.58 |
| 住石マテリアルズ株式会社 | 東京都港区新橋6丁目16番12号 | 666 | 3.45 |
| 日本管財株式会社 | 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号 | 477 | 2.47 |
| 計 | | 9,029 | 46.71 |

(注) 上記には、当社所有の自己株式929,909株(4.81%)を除いております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--------------------------|----------|----|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 929,900 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 18,370,000 | 183,700 | |
| 単元未満株式 | 普通株式 32,157 | | |
| 発行済株式総数 | 19,332,057 | | |
| 総株主の議決権 | | 183,700 | |

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が9株、「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には証券保管振替機構名義の株式が200株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|-------------------------------|------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 三精テクノロジーズ株式 会社 | 大阪府吹田市江坂町 一丁目13番18号 | 929,900 | | 929,900 | 4.8 |
| 計 | | 929,900 | | 929,900 | 4.8 |

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日) |
|-------------|-------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 4,174,600 | 4,526,993 |
| 受取手形及び売掛金 | 7,845,133 | 7,518,383 |
| 有価証券 | 304,158 | 203,731 |
| 仕掛品 | 273,231 | 708,831 |
| 原材料及び貯蔵品 | 750,071 | 693,213 |
| その他 | 960,181 | 1,011,963 |
| 貸倒引当金 | 1,228 | - |
| 流動資産合計 | 14,306,147 | 14,663,116 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物（純額） | 3,489,630 | 2,790,920 |
| 土地 | 3,821,986 | 3,438,635 |
| その他（純額） | 683,057 | 2,818,988 |
| 有形固定資産合計 | 7,994,675 | 9,048,543 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 3,232,066 | 3,240,499 |
| その他 | 1,405,940 | 1,271,765 |
| 無形固定資産合計 | 4,638,007 | 4,512,264 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 5,542,579 | 4,871,223 |
| その他 | 1,283,109 | 1,158,216 |
| 貸倒引当金 | 7,538 | 6,077 |
| 投資その他の資産合計 | 6,818,151 | 6,023,362 |
| 固定資産合計 | 19,450,833 | 19,584,170 |
| 資産合計 | 33,756,981 | 34,247,287 |

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 1,976,429 | 1,271,644 |
| 短期借入金 | 958,055 | 2,298,982 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 326,016 | 426,016 |
| 未払法人税等 | 92,246 | 282,453 |
| 前受金 | 809,939 | 740,892 |
| 賞与引当金 | 376,094 | 389,582 |
| 役員賞与引当金 | 15,000 | - |
| 工事損失引当金 | 206,143 | 101,252 |
| その他 | 772,654 | 491,562 |
| 流動負債合計 | 5,532,579 | 6,002,386 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 1,762,128 | 2,017,954 |
| 退職給付に係る負債 | 1,217,741 | 1,285,944 |
| その他 | 892,580 | 631,756 |
| 固定負債合計 | 3,872,450 | 3,935,654 |
| 負債合計 | 9,405,029 | 9,938,040 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 3,251,279 | 3,251,279 |
| 資本剰余金 | 2,989,057 | 2,989,057 |
| 利益剰余金 | 17,103,813 | 17,288,423 |
| 自己株式 | 467,029 | 467,127 |
| 株主資本合計 | 22,877,120 | 23,061,632 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 989,233 | 878,642 |
| 為替換算調整勘定 | 450,745 | 374,985 |
| 退職給付に係る調整累計額 | 12,027 | 6,013 |
| その他の包括利益累計額合計 | 1,427,951 | 1,247,613 |
| 少数株主持分 | 46,878 | - |
| 純資産合計 | 24,351,951 | 24,309,246 |
| 負債純資産合計 | 33,756,981 | 34,247,287 |

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

| | (単位：千円) | |
|-------------------------------------|---|---|
| | 前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日) |
| 売上高 | 8,501,837 | 9,449,463 |
| 売上原価 | 6,377,420 | 7,151,308 |
| 売上総利益 | 2,124,416 | 2,298,154 |
| 販売費及び一般管理費 | 1 1,956,634 | 1 1,982,426 |
| 営業利益 | 167,781 | 315,728 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 16,590 | 17,667 |
| 受取配当金 | 44,396 | 43,924 |
| 保険配当金 | 13,304 | 21,028 |
| その他 | 38,970 | 33,569 |
| 営業外収益合計 | 113,261 | 116,191 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 9,164 | 10,816 |
| 支払手数料 | 2,729 | 1,911 |
| その他 | 3,243 | 152 |
| 営業外費用合計 | 15,137 | 12,880 |
| 経常利益 | 265,905 | 419,039 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | - | 150 |
| 投資有価証券売却益 | - | 171,818 |
| 投資有価証券償還益 | - | 15,884 |
| 特別利益合計 | - | 187,853 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | - | 20,655 |
| 投資有価証券評価損 | 20,387 | - |
| 特別損失合計 | 20,387 | 20,655 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 245,518 | 586,237 |
| 法人税等 | 271,358 | 258,368 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失() | 25,840 | 327,868 |
| 少数株主利益 | 2,252 | 14,441 |
| 四半期純利益又は四半期純損失() | 28,093 | 313,426 |

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

| | 前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日) |
|-------------------------------------|---|---|
| 少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失() | 25,840 | 327,868 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 352,735 | 110,591 |
| 為替換算調整勘定 | 209,145 | 77,471 |
| 退職給付に係る調整額 | - | 6,013 |
| その他の包括利益合計 | 561,881 | 182,048 |
| 四半期包括利益 | 536,041 | 145,819 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 524,934 | 133,088 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | 11,106 | 12,731 |

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日) |
|-------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前四半期純利益 | 245,518 | 586,237 |
| 減価償却費 | 338,566 | 309,922 |
| のれん償却額 | 119,458 | 122,163 |
| 賞与引当金の増減額(は減少) | 10,922 | 13,488 |
| 役員賞与引当金の増減額(は減少) | 30,000 | 15,000 |
| 工事損失引当金の増減額(は減少) | 47,535 | 104,891 |
| 退職給付引当金の増減額(は減少) | 83,931 | - |
| 退職給付に係る負債の増減額(は減少) | - | 68,202 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 6,422 | 2,689 |
| 受取利息及び受取配当金 | 60,987 | 61,592 |
| 支払利息 | 9,164 | 10,816 |
| 投資有価証券売却損益(は益) | - | 171,818 |
| 投資有価証券評価損益(は益) | 20,387 | - |
| 固定資産売却損益(は益) | - | 20,505 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 835,562 | 301,917 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 266,243 | 396,415 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 201,163 | 689,051 |
| 前受金の増減額(は減少) | 315,451 | 48,994 |
| 未払消費税等の増減額(は減少) | 15,478 | 4,892 |
| 未収消費税等の増減額(は増加) | - | 54,165 |
| その他の資産の増減額(は増加) | 248,364 | 125,123 |
| その他の負債の増減額(は減少) | 458,071 | 270,917 |
| その他 | 5,280 | 25,123 |
| 小計 | 734,487 | 537,423 |
| 利息及び配当金の受取額 | 62,114 | 62,908 |
| 利息の支払額 | 8,906 | 10,407 |
| 法人税等の支払額又は還付額(は支払) | 470,871 | 34,007 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 316,824 | 450,914 |

(単位：千円)

| | 前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日) |
|-------------------------|---|---|
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の預入による支出 | 30,000 | 10,000 |
| 定期預金の払戻による収入 | 30,000 | 10,000 |
| 有価証券の取得による支出 | 1 | - |
| 投資有価証券の取得による支出 | 200,000 | - |
| 投資有価証券の売却及び償還による収入 | 500,000 | 747,986 |
| 子会社株式の取得による支出 | 19,715 | 215,290 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 72,695 | 2,274,326 |
| 有形固定資産の売却による収入 | - | 995,440 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 16,410 | 27,497 |
| 貸付けによる支出 | 8,430 | 3,550 |
| 貸付金の回収による収入 | 9,008 | 6,943 |
| その他 | 68,212 | 25,768 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 123,543 | 744,525 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額（は減少） | 609,858 | 1,346,957 |
| 長期借入れによる収入 | - | 500,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | 144,174 | 144,174 |
| リース債務の返済による支出 | 6,274 | 6,722 |
| 自己株式の取得による支出 | 142 | 98 |
| 配当金の支払額 | 128,526 | 128,708 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 888,975 | 1,567,253 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 11,803 | 19,420 |
| 現金及び現金同等物の増減額（は減少） | 436,804 | 352,393 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 5,434,862 | 4,134,229 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | 1 4,998,058 | 1 4,486,622 |

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

| | 当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日至平成26年9月30日) |
|--------------|--|
| 1. 原価差異の繰延処理 | 操業度等の季節的な変動に起因して発生した原価差異につきましては、原価計算期間未までにほぼ解消が見込まれるため、当該原価差異を流動資産又は流動負債として繰延べております。 |
| 2. 税金費用の計算 | 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。なお、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。 |

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

| | 前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日至平成25年9月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日至平成26年9月30日) |
|----------|---|---|
| 給与手当 | 560,048千円 | 574,681千円 |
| 役員報酬 | 232,067 " | 198,289 " |
| 賞与引当金繰入額 | 94,739 " | 105,844 " |
| 退職給付費用 | 39,520 " | 52,196 " |
| のれん償却額 | 119,458 " | 122,163 " |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日至平成25年9月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日至平成26年9月30日) |
|------------------|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 5,038,429千円 | 4,526,993千円 |
| 有価証券勘定 | 305,271 " | 203,731 " |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 | 43,203 " | 43,204 " |
| 償還期間が3か月を超える債券等 | 302,438 " | 200,897 " |
| 現金及び現金同等物 | 4,998,058千円 | 4,486,622千円 |

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成25年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 128,821 | 7 | 平成25年3月31日 | 平成25年6月28日 | 利益剰余金 |

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|--------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成25年11月8日 取締役会 | 普通株式 | 128,818 | 7 | 平成25年9月30日 | 平成25年12月9日 | 利益剰余金 |

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成26年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 128,816 | 7 | 平成26年3月31日 | 平成26年6月30日 | 利益剰余金 |

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|---------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成26年11月13日 取締役会 | 普通株式 | 128,815 | 7 | 平成26年9月30日 | 平成26年12月9日 | 利益剰余金 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | | | 調整額 (注) 1 | 四半期連結 損益計算書 計上額(注) 2 |
|-----------------------|-----------|-----------|---------|-----------|--------------|----------------------------|
| | 製品製造関連 | 保守改修関連 | 運営管理関連 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 5,195,806 | 3,162,705 | 143,325 | 8,501,837 | | 8,501,837 |
| セグメント間の内部 売上高又は振替高 | 132 | 690 | 210 | 1,032 | 1,032 | |
| 計 | 5,195,938 | 3,163,395 | 143,535 | 8,502,870 | 1,032 | 8,501,837 |
| セグメント利益 | 252,975 | 265,365 | 56,131 | 574,472 | 406,690 | 167,781 |

(注) 1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | | | 調整額 (注) 1 | 四半期連結 損益計算書 計上額(注) 2 |
|-----------------------|-----------|-----------|---------|-----------|--------------|----------------------------|
| | 製品製造関連 | 保守改修関連 | 運営管理関連 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 6,292,766 | 3,027,807 | 128,889 | 9,449,463 | | 9,449,463 |
| セグメント間の内部 売上高又は振替高 | 594 | 690 | | 1,284 | 1,284 | |
| 計 | 6,293,360 | 3,028,497 | 128,889 | 9,450,747 | 1,284 | 9,449,463 |
| セグメント利益 | 252,954 | 410,229 | 43,563 | 706,747 | 391,019 | 315,728 |

(注) 1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 当第2四半期連結累計期間において、不動産を売却したことにより、「運営管理関連」の資産の額が前連結会計年度末と比較して1,015,905千円減少しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

当第2四半期連結会計期間において、連結子会社であるS&S Worldwide, Inc. の株式を追加取得したため、「製品製造関連」セグメントにおいてのれんを認識しております。なお、当該事象によるのれんの増加額は140,652千円であります。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

子会社株式の追加取得

1. 結合当事企業の名称及びその事業内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

結合当事企業の名称 S&S Worldwide, Inc. (アメリカ合衆国 ユタ州)

事業の内容 遊戯機械の設計、製造、施工、販売

(2) 企業結合日(みなし取得日) 平成26年9月30日

(3) 企業結合の法的形式 少数株主からの株式取得による完全子会社化

(4) 結合後企業の名称 変更ありません

(5) 取引の目的を含む取引の概要

グループ経営を一段と強化するため、少数株主が保有する株式を取得するものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引等のうち少数株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

取得の対価 195,020千円

取得原価 195,020千円

(2) 発生したのれん又は負ののれんに関する事項

発生したのれんの金額 140,652千円

のれんの発生原因

追加取得した子会社株式の取得原価が、追加取得により減少する少数株主持分を上回ることにより発生したものであります。

償却期間及び償却方法 10年間の均等償却

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日) | 当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日) |
|--------------------------------------|---|---|
| 1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額() | 1円53銭 | 17円03銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()(千円) | 28,093 | 313,426 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | | |
| 普通株式に係る四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()(千円) | 28,093 | 313,426 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 18,402,931 | 18,402,227 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第65期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)中間配当につきましては、平成26年11月13日開催の取締役会において、平成26年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議致しました。

| | |
|--------------------|------------|
| 配当金の総額 | 128,815千円 |
| 1株当たりの金額 | 7円00銭 |
| 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成26年12月9日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月14日

三精テクノロジーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 小川佳男 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 仲昌彦 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三精テクノロジーズ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三精テクノロジーズ株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。